

決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号
（商号） デザインエクステンジ株式会社

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 41 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1794 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 4 月 5 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 2 月 4 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ (別紙 1) 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人は、東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注 1）	事由
1	平成 21 年 3 月 30 日	第 16 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 20 年 1 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲1,418 百万円であるところを▲1,302 百万円と記載	・債務保証損失引当金の不計上等
2	平成 22 年 3 月 31 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲2,692 百万円であるところを▲1,545 百万円と記載 (注 2)	・減損損失の過少計上 ・著作権の過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲435 百万円であるところを 827 百万円と記載 (注 2)	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注1）	事由
3	平成22年 5月14日	第18期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年1月1日 ～平成22年3月31日 の第1四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額 が▲513百万円 であるところ を748百万円 と記載 (注3)	・著作権の過大 計上等

(注1) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(注2) 平成22年9月15日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲3,052百万円に、連結純資産額を▲666百万円にそれぞれ訂正している。

(注3) 平成22年9月15日提出の訂正報告書において、連結純資産額を▲744百万円に訂正している。

第2

- 平成21年3月18日、有価証券届出書（普通株式）を提出し、さらに、同年3月30日、重要な事項につき虚偽の記載がある第16期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年4月6日、260,000株の株式を70,200,000円で取得させ、
- 平成21年3月18日、有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、さらに、同年3月30日、重要な事項につき虚偽の記載がある第16期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年4月6日、20,000個の新株予約権証券を62,000,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、
もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

○（別紙2）法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 2

金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号 3

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 5 条第 1 項、第 3 項、第 7 条

1 については、第 176 条第 2 項を適用する。

○（別紙 3）課徴金の計算の基礎

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 16 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（25,340 円）

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2

金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額（19,112 円）

が

② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円となる。

番号 3

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (20,339 円)

が

② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、

- 1 平成 21 年 3 月 18 日提出の有価証券届出書に係る同年 3 月 30 日提出の有価証券届出書の訂正届出書（普通株式）に係る課徴金の額は、 $70,200,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 3,159,000 \text{ 円}$ について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨てて、3,150,000 円
- 2 平成 21 年 3 月 18 日提出の有価証券届出書に係る同年 3 月 30 日提出の有価証券届出書の訂正届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、 $62,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 2,790,000 \text{ 円}$

となる。